

始良中央地区合併協議会

第10回会議



ふくふくランドフェスタ 福の国めぐりウォーク・県パークゴルフ大会
11月23日開催(福山町)



福山黒牛と狐ヶ丘(福山町)

平成15年10月9日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第 10 回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 15 年 10 月 9 日 (木) 午後 1 時 30 分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 議事
 - (前回提案された事項)
 - (1) 協議第 7 号ー 2 新市の事務所の位置について (協定項目 4)
 - (協議事項)
 - (2) 協議第 14 号 新市まちづくり計画について (協定項目 6)
 - ー新市まちづくり計画の骨子ー
- 5 次回の協議事項について
 - (提案説明)
 - (1) 協議第 15 号 特別職の身分の取扱いについて (協定項目 12)
 - (2) 協議第 16 号 電算システム事業の取扱いについて (協定項目 25ー 3)
- 6 その他 (次回の会議日程等の連絡)
- 7 閉会

<配布資料>

- ・ 第 10 回会議資料
- ・ 新市まちづくり計画 4 章 新市まちづくり計画の基本方針 (素案) (別冊)
- ・ 第 4 回議会議員の定数及び任期見当小委員会会議資料

諸 般 の 報 告 (協議会の行事や事務局の動き)

第 10 回協議会

期 日	内 容	備 考
9月25日(木)	第9回協議会 13:30 多目的ホール 第4回議会議員の定数及び任期検討小委員会：多目的ホール 養護施設分科会 14:00 横川町 総務分科会 10:00 国分市	総務班 調整班 調整班 調整班
9月26日(金)	国保分科会 14:00 隼人町	調整班
9月29日(月)	林業分科会 13:30 福山町 社会福祉分科会 13:30 隼人町	調整班
9月30日(火)	高齢者福祉分科会 13:30 霧島町	調整班
10月1日(水)	耕地分科会 13:30 横川町 教育部会・分科会合同会議 13:30 溝辺町	調整班
10月2日(木)	第10回幹事会 13:30 多目的ホール 養護施設分科会 14:00 横川町 農委(局長)分科会 14:00 横川町	総務班 調整班 調整班
10月3日(金)	税務分科会 14:00 溝辺町 介護保険分科会 14:00 横川町	調整班
10月6日(月)	消防防災分科会 13:30 牧園町 健康分科会 17:00 国分市	調整班
10月7日(火)	高齢者福祉分科会 13:30 霧島町 住基戸籍分科会 13:30 国分市 総務分科会 13:30 国分市 養護分科会 13:30 隼人町	調整班
10月8日(水)	農業分科会 10:00 溝辺町 環境保全分科会 13:30 霧島町 耕地分科会 14:00 横川町	調整班
10月9日(木)	第10回協議会 13:30 多目的ホール 第5回議会議員の定数及び任期検討小委員会:多目的ホール	総務班 調整班

<今後の予定>

10月10日(金)	総務専門部会 13:30 国分市 税務分科会 14:00 溝辺町 人事分科会 14:00 国分市 健康分科会 16:00 国分市	調整班
10月14日(火)	養護施設分科会 14:00 国分市	調整班
10月16日(木)	介護保険分科会 9:30 横川町 高齢者福祉分科会 13:30 霧島町	調整班
10月17日(金)	健康分科会 13:30 国分市 税務分科会 14:00 溝辺町	調整班
10月20日(月)	児童福祉分科会 13:30 隼人町	調整班
10月21日(火)	環境保全分科会 13:30 霧島町 養護分科会 13:30 国分市 林業分科会 13:30 福山町	調整班
10月22日(水)	耕地分科会 14:00 横川町 健康分科会 16:00 霧島町	調整班
10月23日(木)	第11回協議会 13:30 多目的ホール 養護施設分科会 14:00	総務班 調整班

新市まちづくり計画について（協定項目 6）

新市まちづくり計画の策定方針に基づき、新市まちづくり計画骨子を下記のとおり定めることについて協議を求める。

平成 15 年 10 月 9 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

新市まちづくり計画の骨子

「新市まちづくり計画の骨子」とは、合併協議会で策定する新市まちづくり計画の全体像を整理したものです。今後新市まちづくり計画については、順次予定に従ってその内容を具体的に協議、検討していきます。

1 章 序論

- (1) 1 市 6 町の歴史
- (2) 1 市 6 町の現状と課題
- (3) 合併の必要性
 - ・日常生活圏の拡大、地方分権時代、住民ニーズの多様化・高度化に対応したまちづくり、財政規模拡大の効果等の観点から必要性を述べる。
- (4) 新市まちづくり計画策定の方針
 - ① 計画の趣旨
 - ・計画を策定することによって、1 市 6 町の速やかな一体化、地域の発展と住民福祉の向上を図る。
 - ② 計画の構成
 - ・主として「基本方針」「主要事業」「財政計画」で構成する。

③ 計画の期間

- ・主要事業、財政計画の部分については、合併後、概ね 10 か年の期間について定める。
- ・その他の部分については、将来を見据えた長期的展望に立ったものとする。

2章 新市の概況

(1) 位置、地勢

(2) 面積、人口等

- ・新市の主な概況について説明する。

3章 主要指標の見通し

(1) 人口、世帯数等

- ・今後 5 年から 20 年間の見通しについて説明する。

4章 新市まちづくり計画の基本方針

(1) 基本理念

- ・新市が目指す基本理念を示す。

(2) 将来像

- ・新市が目指すべき都市の将来的な姿を示す。

(3) まちづくりの基本方向

① 分野別振興方向

② 地域別振興方向

- ・7分野別の振興方向と既存の地域特性等を踏まえつつ、新市全体の視点から、有効かつ合理的な地域別土地利用のゾーニングについて方向性を示す。

5章 新市まちづくり基本計画

(1) 社会基盤の整備

(2) 生活環境の整備

(3) 教育文化の振興

(4) 保健福祉の充実

(5) 産業経済の振興

(6) コミュニティの推進

(7) 行財政の効率化等

- ・1市6町の今後の継続・新規事業を踏まえ、新市全体における7分野別

の具体的事業を抽出整理し、財政計画を考慮しながら、実現に向けて各市町及び専門部会で協議検討の上、合併協議会で具体化する。

6章 主要プロジェクト

- ・新市において目玉事業となる主要プロジェクトについて今後、各市町及び専門部会で協議検討の上、合併協議会で具体化する。

7章 新市における県事業の推進

- ・新市において県が実施する施策については各市町の要望を整理し、今後県と調整を行い、具体的に記載する。

8章 公共的施設の統合整備

- ・住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮する。
- ・地域の特殊性やバランス、財政事情を考慮し、逐次整備する。

9章 財政計画

- ・合併後 10 年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の各項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成する。
- ・投資的経費については、1市6町の今後の計画を踏まえ、各市町の通常分をベースに積み上げたものを基本に合算するものとする。また、新市まちづくり計画の実施計画及び主要プロジェクト事業に充当する財源である合併特例債、通常債等については、将来の健全な財政運営を勘案して適正に見積もることとする。

特別職の身分の取扱いについて(協定項目12)

新設合併の場合、合併関係市町村の特別職は合併の日の前日に失職することとなる。
よって、特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。
給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
- 2 議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
- 3 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。
報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
- 4 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合又は調整する。
人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額をもとに合併までに調整する。
- 5 その他の特別職については、設置する必要があるものは、原則として新市において調整する。
- 6 新市の職務執行者については、合併までに1市6町の長が別に協議して定めるものとする。

平成15年10月23日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 2 特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	常勤の特別職の身分、給料、議員等の報酬
調整の内容	1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。 給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。 2 議会議員、農業委員会委員及び消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。		

給料、報酬等の現況（／日、／年以外は月額）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
1 常勤の特別職 市長 941,000 円 助役 736,000 円 収入役 679,000 円 教育長 679,000 円 期末手当（ベースは給料月額×115／100） 6月 100分の170 12月 100分の180 2 議会議員 議長 468,000 円 副議長 365,000 円 委員長 347,000 円 議員 339,000 円 3 農業委員会委員 会長 79,600 円 会長代理 60,700 円 委員 50,600 円 4 教育委員 委員長 66,500 円 委員 50,400 円 5 選挙管理委員 委員長 49,900 円 委員 36,400 円 6 監査委員 識見委員 115,600 円 議会委員 64,900 円 7 固定資産評価審査委員 委員長 5,500 円／日 委員 5,100 円／日 8 消防団員 団長 190,300 円／年 （副団長以下省略）	1 常勤の特別職 町長 795,000 円 助役 628,000 円 収入役 592,000 円 教育長 592,000 円 期末手当（ベースは給料月額×115／100） 6月 100分の170 12月 100分の180 2 議会議員 議長 318,000 円 副議長 263,000 円 委員長 255,000 円 議員 239,000 円 3 農業委員会委員 会長 78,000 円 会長代理 52,000 円 委員 49,000 円 4 教育委員 委員 45,000 円 5 選挙管理委員 委員 5,500 円／日 6 監査委員 識見委員 68,000 円 議会委員 52,000 円 7 固定資産評価審査委員 委員 4,600 円／日 8 消防団員 団長 164,000 円／年 （副団長以下省略）	1 常勤の特別職 町長 749,000 円 助役 593,000 円 収入役 559,000 円 教育長 559,000 円 期末手当（ベースは給料月額×115／100） 6月 100分の170 12月 100分の180 2 議会議員 議長 299,000 円 副議長 247,000 円 委員長 239,000 円 議員 225,000 円 3 農業委員会委員 会長 67,000 円 会長代理 50,000 円 委員 46,000 円 4 教育委員 委員長 54,000 円 委員 43,000 円 5 選挙管理委員 委員長 6,000 円／日 委員 5,400 円／日 6 監査委員 識見委員 63,000 円 議会委員 49,000 円 7 固定資産評価審査委員 委員 4,500 円／日 8 消防団員 団長 161,500 円／年 （副団長以下省略）	1 常勤の特別職 町長 797,000 円 助役 630,000 円 収入役 594,000 円 教育長 627,000 円 期末手当（ベースは給料月額×115／100） 6月 100分の170 12月 100分の180 2 議会議員 議長 319,000 円 副議長 264,000 円 委員長 256,000 円 議員 240,000 円 3 農業委員会委員 会長 71,200 円 会長代理 51,300 円 委員 48,900 円 4 教育委員 委員長 60,600 円 委員 45,600 円 5 選挙管理委員 委員 5,800 円／日 6 監査委員 識見委員 68,600 円 議会委員 52,500 円 7 固定資産評価審査委員 委員 4,600 円／日 8 消防団員 団長 163,500 円／年 （副団長以下省略）

給料、報酬等の現況（／日、／年以外は月額）			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>1 常勤の特別職</p> <p>町長 778,000 円</p> <p>助役 615,000 円</p> <p>収入役 580,000 円</p> <p>教育長 580,000 円</p> <p>期末手当（ベースは給料月額×115／100）</p> <p>6月 100分の170</p> <p>12月 100分の180</p> <p>2 議会議員</p> <p>議長 311,000 円</p> <p>副議長 257,000 円</p> <p>委員長 249,000 円</p> <p>議員 233,000 円</p> <p>3 農業委員会委員</p> <p>会長 69,400 円</p> <p>会長代理 51,300 円</p> <p>委員 48,300 円</p> <p>4 教育委員</p> <p>委員長 55,300 円</p> <p>委員 44,200 円</p> <p>5 選挙管理委員</p> <p>委員長 6,200 円／日</p> <p>委員 5,600 円／日</p> <p>6 監査委員</p> <p>委員 64,300 円</p> <p>7 固定資産評価審査委員</p> <p>委員長 4,800 円／日</p> <p>委員 4,600 円／日</p> <p>8 消防団員</p> <p>団長 150,000 円／年 （副団長以下省略）</p>	<p>1 常勤の特別職</p> <p>町長 859,000 円</p> <p>助役 678,000 円</p> <p>収入役 640,000 円</p> <p>教育長 640,000 円</p> <p>期末手当（ベースは給料月額×115／100）</p> <p>6月 100分の170</p> <p>12月 100分の180</p> <p>2 議会議員</p> <p>議長 341,000 円</p> <p>副議長 280,000 円</p> <p>委員長 272,000 円</p> <p>議員 255,000 円</p> <p>3 農業委員会委員</p> <p>会長 90,300 円</p> <p>会長代理 48,100 円</p> <p>委員 46,900 円</p> <p>4 教育委員</p> <p>委員 44,300 円</p> <p>5 選挙管理委員</p> <p>委員長 6,400 円／日</p> <p>委員 5,500 円／日</p> <p>6 監査委員</p> <p>識見委員 83,700 円</p> <p>議会委員 57,500 円</p> <p>7 固定資産評価審査委員</p> <p>委員長 4,800 円／日</p> <p>委員 4,600 円／日</p> <p>8 消防団員</p> <p>団長 175,600 円／年 （副団長以下省略）</p>	<p>1 常勤の特別職</p> <p>町長 787,000 円</p> <p>助役 622,000 円</p> <p>収入役 587,000 円</p> <p>教育長 587,000 円</p> <p>期末手当（ベースは給料月額×115／100）</p> <p>6月 100分の170</p> <p>12月 100分の180</p> <p>2 議会議員</p> <p>議長 315,000 円</p> <p>副議長 260,000 円</p> <p>委員長 252,000 円</p> <p>議員 236,000 円</p> <p>3 農業委員会委員</p> <p>会長 68,400 円</p> <p>会長代理 49,800 円</p> <p>委員 47,300 円</p> <p>4 教育委員</p> <p>委員長 57,000 円</p> <p>委員 43,500 円</p> <p>5 選挙管理委員</p> <p>委員長 6,100 円／日</p> <p>委員 5,500 円／日</p> <p>6 監査委員</p> <p>識見委員 65,200 円</p> <p>議会委員 48,800 円</p> <p>7 固定資産評価審査委員</p> <p>委員長 4,800 円／日</p> <p>委員 4,600 円／日</p> <p>8 消防団員</p> <p>団長 158,900 円／年 （副団長以下省略）</p>	<p>1 常勤の特別職の身分、給料</p> <p>市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。</p> <p>給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。</p> <p>2 非常勤の特別職の報酬</p> <p>議会議員、農業委員会委員及び消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 2 特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	行政委員会委員の身分、報酬
調整の内容	3 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公平委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公平委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公平委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公平委員会
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公平委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公平委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公平委員会	3 行政委員会委員の身分、報酬 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 2 特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	附属機関等の設置、委員の身分、報酬
調整の内容	4 審議会・委員会等の附属機関については、1市6町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合する。 人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額をもとに合併までに調整する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
4 審議会・委員会等の附属機関 防災会議 特別職報酬等審議会 青少年問題協議会 予防接種健康被害調査委員会 環境対策審議会 交通安全対策会議 農政推進対策協議会 林業構造改善事業協議会 総合計画審議会 住居表示審議会 都市計画審議会 保育所及び幼稚園の適正配置審議会 文化財保護審議会 スポーツ振興審議会	4 審議会・委員会等の附属機関 行政改革推進委員会 青少年問題協議会 特別職報酬等審議会 防災会議 消防賞じゅつ金等審査委員会 交通安全対策会議 旅館建築審査会 総合開発審議会 農業振興地域整備促進協議会 農村地域工業等導入促進対策審議会 農村総合整備計画審議会 都市計画審議会 麓第一地区土地区画整理審議会 麓第一地区土地区画整理評価員会 がけ地近接危険住宅移転事業審議会 道路整備計画審議会 民生委員推薦会 増健補導員会 予防接種健康被害調査委員会 国民健康保険運営協議会 社会教育委員会 公民館運営審議会 文化財保護審議会 障害児就学指導委員会 郷土誌編集委員会 学校給食運営委員会 上床公園運営審議会	4 審議会・委員会等の附属機関 行政改革推進委員会 特別職報酬等審議会 行政相談委員 消防賞じゅつ金審査委員会 都市計画委員会 介護保険事業計画策定委員会 予防接種健康被害調査委員会 廃棄物減量等推進委員会 国民健康保険運営協議会 社会教育委員 文化財保護審議会 青少年問題協議会 総合振興計画審議会 情報公開審査会 防災会議 水防協議会 定住促進審議会 就学指導委員会 奨学金選考委員会 スポーツ振興審議会 地域ケア会議 環境保全審議会 交通安全対策会議 林業構造改善事業協議会 農業振興地域整備促進協議会 農村地域工業導入促進対策協議会 丸岡公園再整備検討委員会 女性政策懇話会 生活排水対策推進委員会 一般廃棄物処理場建設計画検討委員会 学校給食センター運営委員会	4 審議会・委員会等の附属機関 行政改革推進委員会 情報公開審査会 個人情報保護審査会 特別職報酬等審議会 消防賞じゅつ金審査委員会 交通安全対策会議 防災会議 振興計画審議会 温泉井検討委員会 特別土地保有税審議会 青少年問題協議会 健康づくり推進協議会 予防接種健康被害調査委員会 国民健康保険運営協議会 介護保険事業計画策定委員会 農業構造改善事業協議会 農業振興地域整備促進協議会 がけ地近接危険住宅移転促進審議会 旅館建築審査会 都市計画審議会 公共下水道事業審議会 土地保全審議会 国民休養地運営協議会 奨学生選考委員会 障害児就学指導委員会 給食センター運営協議会 社会教育委員 文化財保護審議会

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>4 審議会・委員会等の附属機関</p> <p>行政改革推進委員会 特別職報酬等審議会 情報公開運営審議会 情報公開（・個人情報保護）審査会 防災会議 交通安全対策会議 消防賞じゅつ金等審査委員会 総合振興計画審議会 特別土地保有税審議会 予防接種健康被害調査委員会 国民健康保険運営協議会 土地保全審議会 がけ地近接等危険住宅移転事業促進審議会 旅館建築審査会 町営温泉供給事業運営協議会 社会教育委員会 障害児就学指導委員会 学校給食センター運営委員会 町立小中学校区審議会 文化財保護審議会 青少年問題協議会</p>	<p>4 審議会・委員会等の附属機関</p> <p>総合開発審議会 行政改革委員会 個人情報保護審議会 情報公開審査会 防災会議 水防協議会 交通安全対策会議 特別職報酬等審議会 特別土地保有税審議会 学校統合整備委員会 公民館運営審議会 図書館協議会 スポーツ振興審議会 文化財保護審議会 青少年問題協議会 保育所及び幼稚園の適正配置審議会 障害者施策推進協議会 同和对策審議会 国民健康保険運営協議会 介護保険事業計画運営協議会 健康づくり推進協議会 予防接種健康被害調査委員会 環境審議会 農政審議会 農業金融運営協議会 都市計画審議会 住居表示審議会 旅館建築審査会 農村総合整備事業推進協議会 消防賞じゅつ金等審査委員会 社会教育委員会 学校給食センター運営委員会</p>	<p>4 審議会・委員会等の附属機関</p> <p>行政改革推進委員会 特別職報酬等審議会 土地開発公社支社審議会 予防接種健康被害調査委員会 青少年問題協議会 社会教育委員 都市計画審議会 総合振興計画審議会 水防協議会 農業構造改善事業協議会 農業振興地域整備促進審議会 公民館運営審議会 学校給食共同調理場運営委員会 通学問題対策協議会 文化財保護審議会 防災会議 交通安全対策会議 明るい選挙推進協議会</p>	<p>4. 附属機関等の設置、委員の身分、報酬</p> <p>審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合する。</p> <p>人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額をもとに合併までに調整する。</p> <p>地方自治法 第202条の3</p> <p>普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p>

※関係法令（全般）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
 - (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - (1 の 2) 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
 - (1 の 3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

※関係法令（市町村長）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（知事及び市町村長）

第 139 条（第 1 項省略）

2 市町村に市町村長を置く。

（任期）

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。

（第 2 項省略）

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 33 条（第 1 項～第 2 項省略）

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

（第 4 項省略）

5 第 1 項から第 3 項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

（第 1 号～第 3 号省略）

(4) 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも 7 日前に

（第 5 号省略）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第 152 条又は第 252 条の 17 の 8 第 1 項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第 1 項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

☆新設合併の場合は、合併関係市町村の長は合併の日の前日に失職する。

☆新市の設置による長の選挙は、設置の日から 50 日以内に行う。

☆長が選挙されるまでの間、長の不在状態を防ぐため、合併関係市町村の長であつた者の中から、その協議により定められた者が新市の長の職務を行うこととする調整措置が設けられている。

☆この職務執行者を選任するための協議は、合併の期日までに行い、協議書を作成しておくことが望ましい。

☆職務執行者は、地方公共団体の公務員となるため、新市の長設置選挙に立候補する場合辞職し、職務代理者を指定することとなる。

※関係法令（助役）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（副知事及び助役の設置及びその定数）

第 161 条 （第 1 項省略）

2 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第 162 条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第 163 条 副知事及び助役の任期は、4 年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

※関係法令（収入役）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（出納長・副出納長・収入役及び副収入役）

第 168 条 （第 1 項省略）

2 市町村に収入役 1 人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 [第 141 条](#)、[第 142 条](#)、[第 159 条](#)、[第 162 条](#)、[第 163 条](#)本文及び[第 164 条](#)の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する[第 142 条](#)の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

(第9項省略)

(収入役の職務)

第170条 (第1項省略)

(第2項省略)

- 3 副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときは、その職務を代理する。副出納長又は副収入役が2人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。
- 4 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を副出納長又は副収入役に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。
- 6 出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役（前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。）にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

☆新設合併の場合、助役、収入役は合併の日の前日に失職する。

☆新市の職務執行者は、助役や収入役を選任できないので、新しい市長が選挙されてから、議会の同意を得て助役や収入役を選任することとなる。

☆ただし、収入役は上記のとおり必ずその職務を代理する者を置くこととなっているので、新設合併の場合は合併の日に、新市の職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでは、収入役職務代理者が収入役の職務を代理することとなる。

※関係法令（教育長）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（第2項～第4項省略）

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる

（教育長）

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、[第6条](#)の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法[第27条](#)から[第29条](#)までの規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）

（最初の教育長の互選）

第19条 市町村の設置があつた場合においては、[法第16条](#)第2項の規定にかかわらず、最初に[法第4条](#)の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（[法第12条](#)第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。

☆教育長は一般職に属する地方公務員とされている。

☆しかし、議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分を併せ持つことから、他の特別職と同様、合併の日の前日に失職する。

☆新設合併の場合の最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、新市の職務執行者によって臨時に選任された教育委員会委員の互選によって決める。

※関係法令（教育委員会の設置等）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（教育委員会の職務権限等）

第180条の8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び[第23条](#)に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあっては3人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項～第4項省略)

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があつた場合においては、[法第4条](#)の規定にかかわらず、地方自治法施行令[第1条の2](#)の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、[法第5条](#)の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、[法第13条](#)第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。

(最初に任命される委員の任期)

第20条 市町村の設置後最初に[法第4条](#)の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、[法第5条](#)の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

☆新市の職務執行者が、合併の日の前日に合併関係市町村の教育委員会の委員であつた者の中から、新市の教育委員会委員を臨時に選任する。

☆臨時に選任された委員の任期は、新市の長の選挙後、最初に招集される議会の会期の末日までとなる。

※関係法令（行政委員会の設置等）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- (1) 教育委員会
 - (2) 選挙管理委員会
 - (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - (4) 監査委員
- （第 2 項省略）

3 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- (1) 農業委員会
 - (2) 固定資産評価審査委員会
- （第 4 項省略）

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

（第 6 項～第 8 項省略）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（暫定的選挙管理委員）

第 4 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。（後段省略）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（監査委員の設置及び定数）

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより 3 人又は 2 人とし、町村にあつては 2 人とする。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。（第 1 項～第 7 項省略）

8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

(第9項省略)

☆新市の選挙管理委員は、合併関係市町村の選挙管理委員である者、又は選挙管理委員であつた者の互選により定める。

☆任期は、正式に議会で委員が選挙されるまでの間となる。

☆監査委員は、新市の長の就任を待つて選任されることとなり、その間は監査委員が置かれていない状態となる。

☆固定資産評価審査委員会の委員は、新市の長が選挙されるまでの間は、合併関係市町村の委員であつた者の中から選任された者が、その職務を行う。

☆農業委員会委員の身分は、農業分科会でその取扱いを協議する。

「特別職の身分の取扱い」 先進事例

北松浦一市五町合併協議会(長崎県)			下五島一市五町合併協議会(長崎県)		
		合併期日 2005/1/16			合併期日 2004/11/1
協定項目名		特別職の身分の取扱い	協定項目名		特別職の身分の取扱い
調整方針	<p>○三役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与については、現行額を基に合併までに調整する。</p> <p>○議会議員の報酬については、松浦市の議員報酬に統一する。</p> <p>○行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については、現行報酬を基に合併までに調整する。</p> <p>○その他の委員については、新市において必要があるものは、合併までに調整する。報酬については、現行額を基に合併までに調整する</p>		調整方針	<p>【三役・教育長】 設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与については、福江市の例による。</p> <p>【議会議員】 報酬・手当については、福江市の例による。</p> <p>【その他の特別職】 (行政委員会関係) 設置、定数、任期については、農業委員会委員を除き法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については、福江市の例による。</p> <p>(公職選挙法関係) 報酬の額は、5町の例による。</p> <p>(消防団) 報酬の額は、合併までに調整する。</p> <p>(町内会長) 報酬の額は、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。</p> <p>(その他) 新市において引き続き設置する必要があるものは、合併までに調整する。</p>	
上五島地域5町合併協議会(長崎県)			西彼北部地域合併協議会(長崎県)		
		合併期日 2004/8/1			合併期日 2004/3/1
協定項目名		特別職の身分の取扱い	協定項目名		特別職の身分の取扱い
調整方針	<p>特別職(農業委員会委員、消防団員を除く。)については、その設置、人員、任期、報酬等について、次のとおり調整することとする。</p> <p>① 4役</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町の職務執行者については、5町の長が別に協議して定める。 ・任期等は、法令の定めるところによる。 ・給料の額は、現行の給料をもとに、合併までに調整する。 <p>② 町議会議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬の額は、現行の報酬をもとに、合併までに調整する。 <p>③ 行政委員会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期等は、法令の定めるところによる。 ・報酬の額は、現行の報酬をもとに、合併までに調整する。 <p>④ 各種委員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町において引き続き設置する必要があるものは、合併までに調整する。 <p>⑤ 駐在員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併までに調整する。ただし、合併初年度の報酬額については、それぞれ旧町の例による 		調整方針	<p>1 三役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与の額については、現行の額をもとに合併までに調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬の額については、現行の報酬の額をもとに合併までに調整する。</p> <p>3 行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬の額については、現行の報酬の額をもとに合併までに調整する。</p> <p>4 その他の委員については、新市において必要があるものは合併までに調整する。報酬の額については、現行の報酬の額をもとに合併までに調整する。</p>	

人口規模類似都市報酬一覧

都市名		瀬戸市	我孫子市	浦安市
人口（人）		127,890	127,052	126,058
報酬額 (円)	市長	1,009,000	900,000	1,000,000
	助役	828,000	770,000	830,000
	収入役	736,000	700,000	750,000
	教育長	736,000	700,000	750,000
	議長	554,000	540,000	630,000
	副議長	485,000	480,000	560,000
	議員	455,000	450,000	520,000
	教育委員会委員長	38,800	65,000	90,000
	教育委員会委員	36,900	55,000	75,000
	監査委員（代表）	*****	*****	100,000
	監査委員（識見）	82,000	100,000	85,000
	監査委員（議員）	30,000	50,000	65,000
	選挙管理委員会委員長	19,900	60,000	50,000
	選挙管理委員会委員	19,000	50,000	45,000
	農業委員会会長	20,900	65,000	*****
	農業委員会委員	19,900	27,000	*****
	固定資産評価審査委員会委員長	*****	*****	※9,500
	固定資産評価審査委員会委員	※10,200	※10,000	※9,000
	国民健康保険運営協議会会長	*****	*****	※9,500
	国民健康保険運営協議会委員	47,100	※7,000	※9,000
介護認定審査会委員	※19,400	※27,000	※25,000	
投票管理者	※17,500	※12,700	※12,500	
投票立会人	※17,500	※10,800	※11,000	
各附属機関の委員等	※7,300	※7,000	※9,000	

※1市6町が合併した場合の人口規模とほぼ同じ団体の報酬を調査した。

※報酬額は、インターネット上で公開されている内容現在の額とした。

※類似都市の人口は平成10年9月30日現在の数値とした。

※金額欄の頭に「※」のあるものは、日額及び1回単価とする。

電算システム事業の取扱いについて(協定項目25-3)

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、合併時に統合した電算システムが安全・確実に稼働できるように調整するものとする。

平成15年10月23日提出

始良中央地区合併協議会

会長 鶴丸 明人

電算システム事業の取扱いについて

1. 協定項目の要旨・留意点

- ① 現在、多くの行政事務が電算処理されているが、1市6町の電算システム事業の整備状況、処理内容、導入形態にはそれぞれ違いがある。
- ② 電算システム事業は市町村合併の要であり、合併した場合は、ひとつの自治体として行政事務を処理することになるので、現行電算システムを統合する必要がある。
- ③ 電算システム統合においては、合併時に住民サービスの提供に支障をきたさないよう安全かつ確実な電算業務の稼動を最優先課題とし、限られた期間で最も効率的かつ経済的な移行を行う必要がある。
- ④ 期間のない中で効率よく作業を進めるため、統合する電算システムの優先順を検討する。
- ⑤ 電算システム統合に至るまでの調整や的確な意思決定を、円滑・迅速に行う必要がある。
- ⑥ 電子自治体を推進するため、必要なシステムの構築や環境整備等を図る。

2. 提案内容の理由

新市の一体性の確保、住民の利便性の向上と行政サービスの高度化・多様化に対応するため、原則として合併時に電算システム事業を統合稼動する内容で提案します。

3. 協議（協定）先進事例

<p>川薩地区法定合併協議会（人口：102,661人）</p> <p>電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼動できるように調整する。</p> <p>地域情報化及び電子自治体に的確に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。</p>
<p>玉名地域1市8町合併協議会（人口：120,999人）</p> <p>電子計算処理システム事業については、合併時にネットワークシステムで運用できるように、別添「電算システム統合化基本方針」に基づき、電算機器及びシステムを統一（基幹業務）して導入する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時及び新市において調整する。</p>
<p>八代地域市町村合併協議会（人口：154,380人）</p> <p>住民サービスの低下を招かないように、合併時に電算システムを統一するとともに、公共施設を結んだネットワークを構築する。</p> <p>(1) 電算システムの統合にあたっては、「電算業務統合における基本方針」に基づき整備するものとする。</p> <p>(2) 地域イントラネット基盤施設整備事業を活用し、光ファイバーによるネットワークを構築する。</p>
<p>西東京市（人口：179,699人）</p> <p>当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。</p> <p>ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システム構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。</p>

電算システム統合化基本方針

1. 統合化の基本原則

- (1) 住民サービスを低下させない。
- (2) 合併時に、最も安全・確実に統合化され、安定稼動する電算システムを採用する。
- (3) 限られた期間で最も効率的かつ経済的な電算システム統合を行う。
- (4) 電算システムの優先度の高いものから統合する。
- (5) 電算システム移行時の機能拡張は、極力抑制する。

2. 統合化の手順

- (1) 電算システムの統合は、原則として合併した日に稼動するよう行う。
- (2) 統合作業進捗管理は、原則として電算情報部会で行う。
- (3) 基幹系システムの統合作業は、次のように行う。
 - ① 基幹系システムの統合作業は、ベンダーに委託し、委託ベンダーの選定は、プロポーザル方式で決定する。
 - (a) システムの内容
 - ・ 住民記録，税，国民年金，国民健康保険，介護保険システム等
 - ・ 福祉総合システム
 - ・ 健康管理システム
 - (b) ハードウェアについて
 - ・ 各市町の機器、庁内ネットワークシステム環境は極力有効活用を図る。
 - ・ 本庁と支所間におけるネットワーク整備を行う。
 - (c) ソフトウェアについて
 - ・ アプリケーションソフトウェアは、プロポーザル方式で決定されたものを利用し、カスタマイズは必要最小限とする。
 - ② 戸籍総合システムの統合については、内部情報系システムの統合作業に準ずる。
 - ③ 統合作業は、各主管専門部会と連携して行う。
- (4) 内部情報系システムの統合作業は、次のように行う。
 - ① 内部情報系システムの統合については、各市町の現行システムを主管専門部会で十分に比較検討の上、決定することとする。
 - (a) システムの内容
 - ・ 財務会計システム
 - ・ 人事給与システム
 - ・ 文書管理システム
 - ・ その他
 - ② 電算情報部会は、安全確実な統合化に向けて各主管専門部会に対し助言等を行う。
 - ③ 統合作業は、各主管専門部会の支援を受けながら原則として電算情報部会で行う。
 - ④ 統合作業は、安全確実に行うためベンダーへ委託することとし、各市町担当職員は連携して移行作業を行う。

3. データ保護に関する取扱い

- (1) 合併後速やかにデータ保護に関する規定等を整備する。
- (2) データ保護に関する規定等が整備されるまでの間は、各市町の関係規定を遵守する。
- (3) 合併前における各市町間の電子情報等の交換に関しては、慎重かつ適正な管理を行う。

4. その他

- (1) この基本方針に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、各市町、専門部会等において協議の上決定することとする。
- (2) 各市町担当職員は、電算システム統合のためのデータ移行時に現行の各ベンダーの協力が得られるように確実に調整を行うものとする。

始良中央地区合併協議会 調整内容

協定項目		電算システム事業の取扱いについて (25-3)						
調整方針		電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、合併時に統合した電算システムが安全・確実に稼働できるように調整するものとする。						
		現			況			
主な業務内容		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
基	住民情報	住民記録	●	●	●	●	●	●
		住基ネットワーク	●	●	●	●	●	●
		印鑑	●	●	●	●	●	●
		市(町)民カード	●			●		
		戸籍	●					
		国民健康保険(資格)	●	●	●	●	●	●
		〃 (レセプト)	●	●				●
		国民年金	●	●	●	●	●	●
		交通災害	●			●		●
		選挙	●	●	●	●	●	●
		教育	●	●		●	●	●
		公営住宅管理	●		●	●	●	●
		料金収納	●	●	●	●	●	●
		外国人登録	●	●			●	●
共通宛名(住民登録外)	●	●	●	●	●	●		
幹	税情報	住民税	●	●	●	●	●	●
		固定資産税	●	●	●	●	●	●
		都市計画税	●					●
		国民健康保険税	●	●	●	●	●	●
		軽自動車税	●	●	●	●	●	●
		法人住民税	●					●
		集合税						●
		介護保険料(2号)	●	●		●	●	●
		滞納繰越管理	●	●	●	●	●	●
		税収納管理	●	●	●	●	●	●
系	共通	口座管理	●	●	●	●	●	●
		納税組合管理	●	●	●	●	●	●
		自動証明書交付機(住民票・税・印鑑)	●					
業	健康管理	健康記録管理	●	●	●	●	●	●
		予防・検(健)診通知	●	●	●	●	●	●
		保健訪問指導	●					●
	福祉情報	老人医療	●	●	●	●	●	●
		老人福祉	●	●		●	●	●
		介護保険受給者管理(1号)	●	●	●	●	●	●
		障害者手帳	●		●		●	●
		障害者施設入所	●		●	●	●	●
		重度心身障害者医療費	●	●	●		●	●
		障害者更正医療	●					
生活保護	●							
務	福祉情報	保育管理	●	●		●	●	●
		乳幼児医療費	●	●	●		●	●
		児童手当	●	●	●	●	●	●
		特別児童扶養手当	●					●
		児童扶養手当	●					●
		母子寡婦医療	●					
		区画整理事業清算金						●
		電子帳票システム				●		●
その他	福祉情報	税収納窓口支援システム			●			
		固定資産名寄検索システム		●	●		●	
		高額医療費システム	●	●	●		●	

		現				況			
主な業務内容		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
内部情報系業務	内部情報								
	人事管理		●	●	●	●	●		
	給与管理	●	●	●	●	●	●	●	
	起債管理	●	●	●	●		●		
	財務会計	●	●	●	●	●	●	●	
	備品管理システム	●	●		●		●		
	指名願管理					●	●		
	文書管理		●		●	●	●		
	グループウェア		●		●	●	●		
	LGWAN		●	●	●	●	●	●	
	条例検索		●	●	●	●	●	●	
	GIS(地図情報)			●	●			●	
公有財産管理	●		●						
その他の	図書館管理	●					●		
	農家台帳	●	●	●	●	●	●		
	水道管理(固定資産・貯蔵品)		●				●		
	水道管理(料金)	●	●	●	●	●	●	●	
	水道企業会計	●	●				●		
	水道配管図システム						●		
	下水道管理システム	●				●			
	下水道受益者負担金システム	●			●				
	土木積算システム	●	●	●	●	●	●	●	
	標準積算(耕地)	●	●		●	●	●		
	消防団管理						●	●	
	飼犬システム	●	●	●	●		●	●	
	申告システム				●			●	
	乙種源泉徴収票出力			●					
	議員報酬		●	●			●		
	森林管理	●		●				●	
	水田情報			●				●	
	中山間システム			●					
	農政積算システム	●	●	●		●	●	●	
	建築積算システム			●					
サブシステム									
家屋評価計算	●	●	●	●	●	●	●		
路線価	●					●			
地域情報化									
公共施設管理システム	●			●					
庁外の情報インフラの整備状況			●	●	●		●		
市民情報案内システム	●								
摘要	※基幹系業務 国分市、牧園町、隼人町のホストコンピュータは、それぞれ自己導入。 溝辺町、横川町、霧島町、福山町は、自己導入せず、県町村会へ業務委託。								

始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

平成15年10月1日 現在

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式	◎			25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日	◎			(1)男女共同参画事業	◎		
3、新市の名称		○		(2)姉妹都市・国際交流事業	◎		
4、新市の事務所の位置		○		(3)電算システム事業		○	
5、財産の取扱い			△	(4)広報広聴関係事業		○	
6、新市まちづくり計画			△	(5)納税関係事業			△
7、議会議員の定数及び任期の取扱い		○		(6)消防防災関係事業			△
8、地域審議会の設置			△	(7)交通関係事業	◎		
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			△	(8)窓口業務			△
10、地方税の取扱い			△	(9)保健衛生事業			△
11、一般職の職員の身分の取扱い			△	(10)環境衛生事業			△
12、特別職の身分の取扱い		○		(11)障害者福祉事業			△
13、条例、規則等の取扱い			△	(12)高齢者福祉事業			△
14、事務組織及び機構の取扱い			△	(13)児童福祉事業			△
15、一部事務組合等の取扱い			△	(14)生活保護事業			△
16、使用料、手数料等の取扱い			△	(15)その他の福祉事業			△
17、公共的団体等の取扱い			△	(16)農林水産関係事業			△
18、補助金、交付金等の取扱い			△	(17)商工・観光関係事業			△
19、町名・字名の取扱い			△	(18)建設関係事業			△
20、慣行の取扱い	◎			(19)上・下水道事業			△
21、国民健康保険事業の取扱い			△	(20)学校教育事業			△
22、介護保険事業の取扱い			△	(21)コミュニティ施策			△
23、消防団の取扱い			△	(22)社会教育事業			△
24、自治会・行政連絡機構の取扱い		○		(23)情報公開制度		○	
				(24)社会福祉協議会関係事業			△
				(25)第3セクター等関係事業			△
				(26)病院関係事業	◎		
				(27)その他事業			△

◎承認済：協議会の会議において承認済み

○提案中：協議会へ提案中又は小委員会で協議中

△未協議：協議項目として未提案